

意見書

平成 25 年 11 月 5 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2013(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目 2013(案)」(以下「本実施細目案」といいます。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

| 領域 | 頁 | 意見 |
|-----------------------|---|--|
| 2. 2013 年度の戦略的評価の実施方針 | 2 | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析</p> <p>2.3 NTTグループの各事業会社(NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ)は、2012年7月以降、それぞれ提供する電気通信支援役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管した上で「おまとめ請求」という連携サービスを開始している。</p> <p>2.7 2013年度においても、連携サービスについて、企業グループ内の料金請求業務の統合等を含め、分析の対象とする。具体的には、この「移動系通信+固定系通信」の連携サービスの新展開について、同サービスの顧客に対する訴求力の計量的な把握を行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>今年度、新たに連携サービスの一形態として企業グループ内の料金請求業務の統合を分析の対象とすることに賛同します。本件の分析に当たっては、料金請求業務の統合といった複数の市場支配的な事業者による連携サービスが、利用者のサービス選択にどの程度影響を及ぼすのか、また、市場間で不当に支配力を行使し得る要素となっていないか等について、詳細に分析頂くことを要望します。</p> <p>なお、サービス選択への影響調査として利用者アンケートを採る際には、料金請求業務の統合を利用する場合に、各種サービス(固定電話、固定系ブロードバンド、移動体、ISP、コンテンツサービス等)の中からどれを優先して選択し、それ以外のサービスを切り替えるのか等についても調査するとより有益と考えます。</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----------------------|---|---|
| | | <p>また、分析に当たり、連携サービスの顧客に対する訴求力を計量的に把握しようとする場合、既に「auスマートバリュー」や「おまとめ請求」等の連携サービスが提供中であることから、サンプリングバイアスがかかることとなります。従い、少なくともアンケート対象者の属性として、対象となる連携サービスの利用有無を掲載する等、どの程度のバイアスがかかっているのかを推測する一助となる情報も同時に開示頂きたいと考えます。</p> |
| 2. 2013年度の戦略的評価の実施方針 | 2 | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析</p> <p>2.4 2013年度からは、KDDIがJ:COMを、ソフトバンクがワイヤレス・シティ・プランニング、イー・アクセス及びウィルコムをそれぞれ連結子会社とするなど、電気通信事業者のグループ化の動きがより顕著になっている。さらに、企業グループ内におけるネットワークの相互利用や商品・サービスの差別化が進んでおり、競争評価においてグループ別の市場シェア等を取り上げていく必要性は高まっている。</p> |
| 3. 2013年度の定点的評価の実施方針 | 7 | <p>3-2 移動系通信市場</p> <p>(2) 移動系データ通信市場の分析</p> <p>3.6 2013年度の競争評価では、2012年度の供給側の基本データを継続して取得し、経年変化等周波数の保有状況を含めた分析を行う。特にMVNOに関しては、2012年度の戦略的評価の成果を踏まえ、適正な参入の機会が確保されているかという観点から、事業者間取引の状況のフォローアップを行う。また、周波数の保有状況については、同取引に関連する評価に当たっての勘案要素として取り扱う。</p> <p>【移動系データ通信市場の分析指標】</p> <p>分析指標(2013)</p> <p>(1) 消費者市場に関するデータ</p> <p>[供給側データ]</p> <p>2013は、特に次の事項の分析に傾注。</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----------------------|---|---|
| | | <p>1) 経年変化</p> <p>2) 企業グループ単位での競争状況</p> <p>(2) 事業者間取引に関するデータ(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数の保有状況(新規) <p>【意見】</p> <p>今年度の移動系通信市場の分析においては、企業グループ単位での競争状況の分析に傾注するとされており、電気通信事業者のグループ化の動きの例として連結子会社化が取り上げられています。弊社共の場合においては、2014年3月期より国際会計基準(IFRS)に基づく連結貸借対照表において、Wireless City Planning株式会社殿及びイー・アクセス株式会社殿を連結子会社としていますが、両社の株式を取得する際には、関係機関の指導に従い、種々の法規制や手続を適切に遵守した上で、各社が独立性を担保する形で契約を締結しています。実際の事業活動においても、各社独立したサービスを提供し、個別の企業努力により顧客獲得に努めているところです。従い、市場の競争状況の分析においては、基本的には各事業者を個別の事業体として分析すべきと考えます。</p> <p>なお、何らかの基準を設け、企業グループの範囲を定義する際は、各グループが採用している会計基準が異なること等によって、グループ間で条件に差異が生じることのないよう、同一基準を用いて定義すべきと考えます。</p> <p>また、本分析においては、周波数の保有状況を勘案要素とすることとしていますが、周波数の割当てにあつては、例えば「3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針」等で示されるように、申請者の議決権の三分の一以上を保有する他社が同一の開設計画の認定申請をしてはならない旨の制限が課せられ、各事業体の独立性が担保されているところであるため、周波数割当て時の要件と今回定義する企業グループの範囲との間に齟齬が生じないよう、留意が必要と考えます。</p> |
| 2. 2013年度の戦略的評価の実施方針 | 2 | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析</p> <p>2.4 戦略的評価の中で企業グループ内の連携サービス等のうち主要なものを分析対象とするとともに、グループ単位での市場シェアの算定を行うこととする。その際、同一グループ内の事業者間の取引による連携サービスにあつては契約数を重複</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|-----------------------|----|---|
| 4. 情報の収集 | 14 | <p>して計上してしまう可能性があることから、所要の控除を行うこととする。</p> <p>4-2 供給者(事業者)側からの情報収集</p> <p>(3) 情報の取り扱い</p> <p>4.10 競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等、透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>上記記載のとおり、グループ単位での市場シェア算定を行う際、同一グループ内の事業者間取引による契約数の重複を控除するとありますが、本分析にあつては、事業者間の取引状況が個々に詳らかになる可能性が高いと考えます。競争評価の施策においては、本実施細目案にも記載のとおり、収集する情報の取扱いに配慮頂いているところではありますが、各社の経営情報に該当するものについては、開示の対象を各社公表データに留める等、引き続き事業者の事業活動への影響を十分考慮頂くことを要望します。</p> |
| 2. 2013 年度の戦略的評価の実施方針 | 3 | <p>【総務省案】</p> <p>(2) 地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析</p> <p>2.10 2013年度の戦略的評価においては、このような競争状況の異なる4つのブロックを取り上げてその中の超高速ブロードバンドサービスの分析を行う。分析の指標としては、設備競争の結果である加入者系光ファイバ回線数のシェアや、加入者系光ファイバの事業者間取引の結果であるNTT東西の回線貸出率・貸出数といった従来から利用してきたもののほか、地域におけるFTTHサービスの提供事業者数、カバー率等の新たな勘案要素を導入する。</p> <p>【意見】</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----------------------|---|--|
| | | <p>昨年度の分析では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿が保有する光ファイバ回線数に占める貸出回線数の割合が9.2%と、一昨年度の5.8%から大きく増加する結果となりました。しかしながら、貸出回線数全体の数字だけでは、増加傾向を示す要因や用途の内訳等の分析には不十分であるため、今年度以降においては、シングルスター方式とシェアドアクセス方式とに区別した貸出回線数の割合を経年で調査、分析すべきと考えます。さらに、用途毎の利用割合やその推移を分析するため、集合住宅、戸建住宅及びビジネス利用に区別した割合についても経年での調査が必要と考えます。</p> <p>また、今年度より新たな勘案要素として導入される地域毎のFTTHサービスの提供事業者数においては、ADSLサービスについても同様の調査を実施し、両者の比較を通して、FTTHサービスの競争進展状況や参入障壁の有無等について分析することを要望します。</p> <p>今年度においては以上のような分析を実施頂き、FTTH市場への参入環境が整っているのか、また、サービス競争が真に進展しているのかについて、精緻な分析、評価に努めて頂きたいと考えます。</p> |
| 3. 2013年度の定点的評価の実施方針 | 5 | <p>【総務省案】</p> <p>3-1 市場の画定</p> <p>3.2 市場集中度(HHI)が低く明らかに競争的な市場である場合又は利用者が他の類似サービスへの移行が顕著で規模が相対的に小さい市場である場合には分析のみを行うこととする。すなわち、前述の④ISP市場、⑥050-IP電話市場及び⑦WANサービス市場を評価の対象外とし、それ以外の①移動系データ通信市場、②移動系音声通信市場、③固定系ブロードバンド市場、⑤固定電話市場、⑧移動系超高速ブロードバンド市場及び⑨FTTH市場について分析・評価を実施していく。</p> <p>【意見】</p> <p>昨年度のWANサービス市場の評価においては、市場全体の契約数が年々増加傾向にある中、NTT系事業者が61.8%と依然高いシェアを占めることから、協調して市場支配力を行使し得る地位にあるとの評価が為されました。</p> <p>一方で、今後の留意事項として、クラウドサービス等の更なる展開を踏まえると、通信回線サービスのみに基づく市場画定の在り方を検討する必要があるとの言及も為され、結果、今年度においては、WANサービス市場が評価の対象外とされているとこ</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----------------------|---|--|
| | | <p>ろです。</p> <p>しかしながら、クラウドサービスはその利用形態により、高可用なWANサービスの必要性が高まることから、企業向けWANサービスのニーズはこれまで以上に高まると推測できます。また、日本電信電話株式会社殿が「グローバル・クラウドサービス」を事業の基軸にすると宣言※されていること等に鑑みると、WANサービス市場についてクラウドサービスも含め一体的に捉えた場合であっても、NTT系事業者の市場支配力は高いレベルにあると想定されるのではないかと考えます。従い、少なくとも現時点においてWANサービス市場を評価の対象外とすることは不適當であり、引き続き評価を実施して頂くことを要望します。</p> <p>※2012年11月8日発表「新たなステージを目指して」 http://www.ntt.co.jp/news2012/1211jzvh/pvkf121108d_01.html</p> |
| 3. 2013年度の定点的評価の実施方針 | 7 | <p>【総務省案】</p> <p>3-2 移動系通信市場</p> <p>(2) 移動系データ通信市場の分析</p> <p>3.6 2013年度の競争評価では、2012年度の供給側の基本データを継続して取得し、経年変化等周波数の保有状況を含めた分析を行う。特にMVNOに関しては、2012年度の戦略的評価の成果を踏まえ、適正な参入の機会が確保されているかという観点から、事業者間取引の状況のフォローアップを行う。</p> <p>【移動系データ通信市場の分析指標】</p> <p>分析指標(2013)</p> <p>(1) 消費者市場に関するデータ</p> <p>[供給側データ]</p> <p>① 市場の規模(契約数、売上高)、事業者別シェア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOサービスの動向 <p>【意見】</p> <p>昨年度、MVNOに関する分析の一つとして、MNOからのサービス変更コストとMVNOからのサービス変更コストが比較されていま</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|---|-------------------|---|
| | | <p>したが、この分析では、MNOにおいてはSIMロック解除が不可である場合、MVNOにおいてはSIMロック解除が可能である場合と、特定のケースが扱われていました。しかしながら、現状、サービス変更する際は端末を含めて買い換えることが一般的である状況に鑑みても、上記分析は、稀なケースにのみ焦点を当てたものであると考えます。</p> <p>従い、今年度にMVNOサービスの動向を分析する際には、昨年度のような特定の側面のみを切り出した分析を行うのではなく、利用者の利用実態を考慮した一般的かつ汎用的なケースを扱うことにより、市場を公平に俯瞰する分析に努めて頂くことを要望します。</p> |
| <p>2. 2013年度の戦略的評価の実施方針</p> <p>3. 2013年度の定点的評価の実施方針</p> | <p>2</p> <p>7</p> | <p>【総務省案】</p> <p>(1) 企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析</p> <p>2.5 移動系通信市場では、もとより電波資源の有限・希少性から携帯電話、PHS、BWAといった事業領域に他社からの回線提供を受けずに直接参入ができるMNOの事業者数が限られ、寡占の生じやすい分野である。そうした同市場の特殊性にかんがみ、MNO間のサービス品質・競争に大きな影響を及ぼす周波数の保有状況を考慮するほか、MNOから通信回線の提供を受けて事業を営むMVNOが数多く存在する現状を踏まえ、MNOと同一グループに属するMVNO(MNOでもあるMVNOを含む。)の契約数の取扱いを検討する必要がある。</p> <p>3-2 移動系通信市場</p> <p>(2) 移動系データ通信市場</p> <p>3.6 2013年度の競争評価では、2012年度の供給側の基本データを継続して取得し、経年変化等周波数の保有状況を含めた分析を行う。特にMVNOに関しては、2012年度の戦略的評価の成果を踏まえ、適正な参入の機会が確保されているかという観点から、事業者間取引の状況のフォローアップを行う。また、周波数の保有状況については、同取引に関連する評価に当たっての勘案要素として取り扱う。</p> <p>【移動系データ通信市場の分析指標】</p> <p>分析指標(2013)</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----------------------|---|--|
| | | <p>(2) 事業者間取引に関するデータ(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOの事業環境 ・ 周波数の保有状況(新規) <p>【意見】</p> <p>今年度より、事業者間取引に関する新たな勘案要素として周波数の保有状況が追加されていますが、MVNOの競争環境の分析においては、事業者間取引が適正に行われ、MVNOの参入機会や事業継続可能な環境が確保されているかが論点であると考えます。MVNO-MNO間の取引としては、利用できる通信サービス(3G、LTE等)の種別・品質やネットワークの提供条件が中心的な課題であり、MNOの周波数の保有状況は、MVNOの競争環境分析に直接影響するものではないと考えます。また、周波数割当て時の条件が各々に異なること、既に割当てられている周波数であっても利用制限等の条件が個別に存在すること、採用されている通信方式が複数存在すること等に鑑みると、各事業者の周波数の保有状況を公平に扱うことは困難であり、これらの点を踏まえると事業者間取引の勘案要素として周波数の保有状況を取り上げることは適当でないと考えます。</p> |
| 3. 2013年度の定点的評価の実施方針 | 8 | <p>【総務省案】</p> <p>3-2 移動系通信市場</p> <p>(2) 移動系データ通信市場</p> <p>【移動系データ通信市場の分析指標】</p> <p>分析指標(2013)</p> <p>(1) 消費者市場に関するデータ</p> <p>[需要側データ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 料金、データ通信量等 ⑤ サービス変更コスト <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス変更コストの構成 ・ キャンペーン、割引制度等 |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|----------------------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ SIMロック解除の動向 ・ 番号ポータビリティの動向 <p>【意見】</p> <p>昨年度の料金に関する分析では、上位3社のデータ定額通信料の比較のみを以って、「上位3事業者間の料金競争が進展しているとは言い難い」との評価が為されていましたが、利用者における実際の月々の支払額は、料金プランやパケット定額サービス等の合計額に、様々なキャンペーンや割引サービス等が加味された金額であり、料金競争の評価に当たっては、そうした料金体系全般を俯瞰した分析が必要であると考えます。また、昨今上位3事業者以外のMNO各社においても、事業戦略・マーケティングの視点から、通信量に制限を設定した低価格プランも出ていることから、今年度の分析においては、対象を上位3社に限定せず、各種割引サービス等も含めた料金全般について分析、評価すべきと考えます。</p> |
| 3. 2013年度の定点的評価の実施方針 | 8 | <p>【総務省案】</p> <p>3-2 移動系通信市場</p> <p>(2) 移動系データ通信市場</p> <p>【移動系データ通信市場の分析指標】</p> <p>分析指標(2013)</p> <p>(1) 消費者市場に関するデータ</p> <p>[需要側データ]</p> <p>⑤ サービス変更コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス変更コストの構成 ・ キャンペーン、割引制度等 ・ SIMロック解除の動向 ・ 番号ポータビリティの動向 |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|-----|---|---|
| | | <p>【意見】</p> <p>SIMロック解除については、各社における通信方式や利用周波数帯の違いにより、市場全体で機能する環境が整っていないのが現状です。また、各事業者が提供する携帯電話端末の多くは、当該事業者への提供を目的に個別に最適化されたものとなっており、他事業者で利用した場合には、通信品質が異なり得る上、場合によっては一部の周波数を利用したサービスしか受けられなくなることも想定されます。こうした状況を利用者自身が認識するのが困難であることや、SIMロック解除を利用して回線を別で契約する場合と、回線と端末をセットで契約する場合とでは保守できる範囲が異なること等からも、依然、多くの利用者にとって混乱を招く状況であることに変わりはないと認識しています。</p> <p>SIMロック解除の利用意向に関する利用者アンケートにおいては、上記状況に鑑みると、SIMロック解除における制約条件や、他のサービス変更方法との違い(料金等)等を反映した設問設計をしなければ、有意義な調査結果には繋がらないものと考えます。従い、SIMロック解除に関する分析に当たっては、それを取り巻く背景を踏まえ、実質的に意義のある内容となるよう努めて頂くことを要望します。</p> |
| その他 | — | <p>【意見】</p> <p>今年度、戦略的評価のテーマとして掲げられている企業グループにおける連携という観点からは、サービスの連携のみならず、市場を跨いだ営業活動の連携も個別市場に影響を与え得ると想定されます。従い、需要者側としての法人を対象としたアンケートを実施し、各種サービス(固定電話、固定系ブロードバンド、移動体、WANサービス等)の主な提供元事業者が、どの程度同一企業グループに属しているかを調査することも有益と考えます。</p> |

以上